

令和 7 年第 3 回臨時会

(7 月10日招集)

山都町議会会議録

令和7年7月第3回山都町議会臨時会会議録目次

○7月10日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 報告第7号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について	2
日程第4 議案第76号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	3
日程第5 議案第77号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	5
日程第6 議案第78号 財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）	6
日程第7 議案第79号 財産の取得について（山都町スクールバス購入）	8
閉会	11

7 月 10 日（木曜日）

令和7年7月第3回山都町議会臨時会会議録

1. 令和7年7月10日午前10時0分招集
2. 令和7年7月10日午前10時0分開会
3. 令和7年7月10日午前10時30分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第7号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について
 - 日程第4 議案第76号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第77号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第2号）について
 - 日程第6 議案第78号 財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）
 - 日程第7 議案第79号 財産の取得について（山都町スクールバス購入）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	副 町 長	坂 本 浩
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	嶋 田 浩 幸	企画政策課長	北 貴 友
税務住民課長	玉 目 知 穂	健康ほけん課長	長 崎 早 智
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環境水道課長	有 働 頼 貴
農林振興課長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山の都創造課長	菊 地 勝 也	商工観光課長	山 下 公 司

学校教育課長	鈴木保幸	生涯学習課長	平岡哲也
そよう病院事務長	枝尾博文	監査委員	橋本由紀夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和7年第3回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番、藤原秀幸君、1番、東浩昭君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 報告第7号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、報告第7号「専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について」報告を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

報告第7号、専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月10日提出、山都町長。

令和7年第1回山都町議会定例会において、議員発議により、法律上、町の義務に属する損害賠償で、その額が1件100万円以下のものの額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関

することを、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分事項として指定いただきました。その後、本日の議会までの間に当該事案が1件生じたので報告するものです。

次のページを御覧ください。

専決第4号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、専決処分する。

令和7年6月23日、山都町長。

1、事故発生日時、令和7年2月14日午前2時頃。

2、事故発生場所、山都町城原、町道瀬貝線と町道下市畑線との交差点。当該場所ですが、矢部高校方面から役場本庁舎を正面に見ながら坂を下ってきますが、道なりに左に曲がりまして、十数メートル先の通称アカ橋の方向に抜けるT字路付近になります。

3、和解の相手方、個人。

4、事故の概要、上記日時場所において、原動機付自転車で走行中、町道下市畑線から左折し、町道瀬貝線へ進入した際、路面の剥がれによる段差によりハンドルを取られて左側に転倒し、車体の前面を損傷。また、頸部損傷及び左肩等の打撲を負い、5月31日をもって通院加療を終えた。

5、損害賠償の額、38万2,060円。

6、和解事項、本事故に関し、今後いかなる事情が発生しても、双方異議の申立てをしない。

7、和解日、令和7年6月23日。

原因となりました路面の剥がれについては、即日補修を行っています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告第7号の報告は終わりました。よって、報告第7号「専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について」は、報告済みといたします。

日程第4 議案第76号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第76号「山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 説明いたします。

議案第76号、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年7月10日提出、山都町長。

提案理由です。公職選挙法施行令の改正に伴い、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定する必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

本条例では、町選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に関して、公費負担を行うこと及び公費負担の額を公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき規定していますが、今般、公職選挙法施行令を改正する政令の施行を受け、単価の改定を行うものです。

9月に予定される定例会での提案では選挙事務に支障を来すことから、今回提案させていただくこととしたものです。

次のページを御覧ください。

条例改正分です。第8条は選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の上限を7円73銭から8円38銭に増額するもので、第11条は選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に増額するものです。

ちなみに、条例において規定しています選挙運動用自動車の使用の公費負担額については、公職選挙法施行令の一部改正に際し改定されておりませんので、現行に変更はございません。

次の3ページ及びその次の4ページは新旧対照表となります。

資料を用意しておりますので、最後の5ページを御覧ください。

条例に規定する公費負担の種類と金額を示したものです。先ほど説明しましたとおり、選挙運動用自動車については変更がなく、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの単価の増額分を赤字で示しています。それぞれの上限額も併せて示していますので、参考にいただければと思います。

2ページを御覧ください。

附則です。施行期日は公布の日としております。適用区分として、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用するとしております。

ちなみに、町議会議員一般選挙に係る予算につきましては、既決予算の範囲内での調整を見込んでおりまして、補正の予定はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号「山都町議会議員及び

山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第77号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、議案第77号、令和7年度山都町一般会計補正予算（第2号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページを御覧ください。

2款1項総務管理費です。31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費では、3節から18節において、昨年度実施しました定額減税調整給付金について、本年度の税額確定を踏まえ、昨年度の支給額に不足が生じる方に対して不足分の給付を行うものです。追加の支給対象者を約2,500名見込んでいます。

9ページを御覧ください。

4款1項保健衛生費です。6目環境衛生費では、国の物価高騰対策の推奨事業メニューの一つとして実施している山都町省エネ家電購入促進事業費補助金において、申請件数が6月末で予算額に達したことから、住民ニーズを考慮し、追加して予算を計上するものです。

5款1項農業費です。3目農政費では、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業補助金として、上益城農業協同組合が清和地区で整備を行います、水稻乾燥調製施設の整備に対して補助を行うものです。

13款予備費は調整です。

10ページ以降は、給与費明細です。後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、歳入について説明いたしますので、7ページを御覧ください。

16款国庫支出金、17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、説明は省略いたします。

20款2項基金繰入金です。1目財政調整基金繰入金では607万円を計上しています。

続きまして、予算書表紙の次のページを御覧ください。

令和7年度山都町一般会計補正予算。

令和7年度山都町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億9,300万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年7月10日提出、山都町長。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第77号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号 財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第78号「財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） それでは、説明いたします。

議案第78号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年7月10日提出、山都町長です。

番号、山企備第3号。

品名、山都町コミュニティバス。

規格・数量、23人乗りマイクロバス（チェアデッキ仕様車）1台。

契約金額、1,438万7,330円、税込みです。

契約相手方、熊本県上益城郡山都町大平335番地1、有限会社青柳自動車、代表取締役青柳高義。

契約の方法、指名競争入札。

提案理由です。上記財産の取得については、条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。

これが議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

物品売買契約の概要です。

現在、馬見原高森線で使用している蘇陽地区のマイクロバス（熊本200さ907）は、初年度登録から19年が経過し、車両を支える基礎となるフレームが破損している状況であり、早急に車両を

更新する必要があるものです。なお、破損部分については、修理を行っております。

5番、納入場所は蘇陽中学校バス車庫。

6番、開札年月日は令和7年6月25日。

7番、予定価格は1,460万9,563円。

8番、契約金額1,438万7,330円。

10番、財源内訳は、1,430万円が過疎債で、8万7,330円が一般財源となります。

次のページを御覧ください。

開札調書の写しとなります。指名業者は町内業者10社となっており、応札があったのは8社、入札辞退が2社となっております。また、5社が予定価格超過となりました。

次のページ資料3を御覧ください。

物品売買（仮）契約書です。山都町と有限会社青柳自動車とは、物品の売買に関して以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議会議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第1条、契約の要項です。

番号、山企備第3号。

件名、山都町コミュニティバス。

規格及び数量、23人乗りマイクロバス（チェアデッキ仕様）1台、三菱ふそうROSA。

納入期限は令和8年3月31日です。特殊車両になりますので、時間を要します。

第2条、契約保証金については免除です。

次のページを御覧ください。

最後の行です。この契約を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和7年6月30日、甲、山都町長、乙、熊本県上益城郡山都町大平335番地1、有限会社青柳自動車、代表取締役青柳高義。

次のページを御覧ください。

バスの仕様書になります。中段より下12番で、現在の車両の廃車手数料について、見積り金額に含めることを示しております。バスは引き続き必要であり、単なる車両の購入ではなく、更新をすることとし、既存車両の廃車手続も含めて契約をすることで事務の簡素化を図ったものです。また、入札の方法は指名競争入札で、町内の事業者を指名して入札しており、廃車手続を含めた仕様にすることで、下取りの要素も発生し、落札額が低下することにも期待したところです。

次のページを御覧ください。

バスの仕様明細書です。一番上の本体ですが、座席14、補助席5、車椅子2台となっており、オプションの3段目、電動補助ステップもつけております。また、カーナビはテレビ機能のついていない仕様となっております。

次のページが、詳細な仕様書となります。

その次のページが車両の写真となります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第78号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号「財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号 財産の取得について（山都町スクールバス購入）

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第79号「財産の取得について（山都町スクールバス購入）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） それでは、議案第79号について御説明いたします。

議案第79号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年7月10日提出、山都町長。

1、番号、山教学備第1号。

2、品目、山都町スクールバス。

3、規格・数量、23人乗りマイクロバス（チェアデッキ仕様車）1台です。

4、契約金額、1,416万7,330円、税込みです。

5、契約相手方、熊本県上益城郡山都町上寺1823番地2、有限会社エルアンドエスミカツ、代表取締役飯星晃。

6、契約の方法、指名競争入札です。

提案理由です。上記財産の取得については、条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

資料1、物品売買契約概要です。

1、本件の概要です。現在、原線でスクールバスとして使用している矢部地区のマイクロバスは、初年度登録から28年が経過しており、安全運行を担保するため、早急に車両を更新する必要があります。

続きまして、5番、納入場所は山都町バスセンターです。

6、開札年月日は令和7年6月25日です。

7、予定価格は1,446万1,613円です。

8、契約金額は1,416万7,330円です。

9、契約相手方は有限会社エルアンドエスミカツです。

10、財源内訳は、備品購入費で全額一般財源となります。

次のページ、資料2は開札調書の写しとなっております。指名業者は町内業者10社となっており、応札があったのは8社、入札辞退が2社となっております。また、6社が予定価格超過となっております。

次のページをお願いいたします。

資料3、物品売買（仮）契約書となります。山都町と有限会社エルアンドエスミカツとは、物品の売買に関して以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第1条、契約の要項です。

（1）番号、山教学備第1号。

（2）件名、山都町スクールバス。

（3）規格及び数量、23人乗りマイクロバス（チェアデッキ仕様車）1台、三菱ふそうROSA。

（4）契約金額、1,416万7,330円。

（5）納入期限、令和8年3月31日。

（6）納入場所、山都町浜町187番地、山都町バスセンターです。

続いて、第2条の契約保証金は免除としております。

次のページの最後の行となります。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和7年6月30日、甲、山都町長、乙、熊本県上益城郡山都町上寺1823番地2、有限会社エルアンドエスミカツ、代表取締役飯星晃。

次のページをお願いいたします。

スクールバスの仕様書になります。下のほう12の既存車両の廃車ですが、今回の購入はスクールバスの更新としております。既存車両の廃車手続を含めての契約としております。

次のページはスクールバスの使用明細書になります。本体は23人乗りで、座席14、補助席5、車椅子2台で、オプションとして電動補助ステップをつけております。

次のページをお願いいたします。

こちら詳細仕様書となります。

次のページは車両の写真となっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第79号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この財源内訳が全額一般財源なんですが、教育関係の補助金並びに交付金等の対応はなかったものかお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。スクールバスの購入補助金につきましては、特定の学校または特定の地域を走るといった限定的な活用について補助事業等はございますが、山都町の場合、児童、生徒数の状況によりバスの大きさを変えたり、運行場所を変えたりといった、入替え等を行っておりますので、補助金の利用は厳しいと判断して活用は行っていないような状況になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 厳しいと判断してということなんですが、ちゃんと尋ねてみたとかそういうことはなかったんですかね。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 地区ですね、僻地地域とかというところのくくりの補助金というのはございます。

ただ、矢部地区は僻地地域に入っておりませんので、仮に蘇陽、清和で購入したバスを矢部地区で走らせるといったことになると補助金の適用外となってしまいますので、有効的なバスの活用を図るためには、どこでも運行できるようなバスの購入が必要だろうというところで活用はしていないというところになります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） コミュニティバスもスクールバスも同じ車体かなと思って見たんですけど、両方とも車椅子の方が利用しやすい仕様になっていることは大変いいことだなと思っております。

あと、実際に車椅子を今使って登校している、車椅子を使っている児童、生徒が今いるのであれば、このバスが使えたほうが一番いいなと思うんですけども、その辺の情報をお知らせいただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 今現在、車椅子を使ってスクールバスを活用している児童、

生徒はいないとというところで把握しております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今後、そのような子どもたち、児童、生徒が出てきた場合に、まだこれ1台しかないので、例えば、路線によってバスを変えて使用ができるとか、そういうことの対応はいかがですか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 毎年、児童、生徒数は増減を行いますので、路線等については、その点も含めて必要に応じて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 議案第78号のコミュニティバスとスクールバス、今回は同じもんだと思うんですよ。内容が何か違うんですか。内容が違うのはいいんですけど、内容が変わらんと、予定価格が違うというのはどういうことかなと思うんですけど。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。スクールバスは、子どもが乗る席はリクライニングをしません。コミュニティバスは全席リクライニングの対応としております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号「財産の取得について（山都町スクールバス購入）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和7年第3回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時30分

令和7年7月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第7号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について 7月10日 報告 済

議案第76号	山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	7月10日	原案可決
議案第77号	令和7年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	7月10日	原案可決
議案第78号	財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）	7月10日	原案可決
議案第79号	財産の取得について（山都町スクールバス購入）	7月10日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員